

西予市農業委員会 令和8年5月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月22日（金）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 35名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席
1 番	中村 吉年	○		2 番	和氣 公三	○		3 番	宇都宮文隆	○	
4 番	土居 賢一	○		5 番	菊池 茂守	○		6 番	大久保 卓	○	
7 番	大塚 好宏	○		8 番	大塚 康倫		○	9 番	小笠原 優	○	
10 番	兵頭 暁彦	○		11 番	高橋 真也	○		12 番	河野 宗利	○	
13 番	楠 義博	○		14 番	重原あゆみ	○		15 番	水口 宏文	○	
16 番	岡山 圭太	○		17 番	角藤 博文	○		18 番	堀内 昭利	○	
19 番	泉原 猛男	○		20 番	西井 敏文	○		21 番	和氣 右記	○	
22 番	瀧野 清美	○		23 番	芝 幹夫	○		24 番	三瀬 清隆	○	
25 番	水野 久利	○		26 番	矢野 数也	○		27 番	佐竹 誠二	○	
28 番	藤本 敦	○		29 番	岩本 哲也	○		30 番	三好 輝夫		○
31 番	橋本 保徳	○		32 番	鈴木久仁翁	○		33 番	久重 儀之	○	
34 番	石山 高男	○		35 番	梅川 俊一	○		36 番	宇都宮 聡		○
37 番	井上 明宏	○		38 番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 3名 8 番 大塚 康倫 30 番 三好 輝夫 36 番 宇都宮 聡

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第16号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第17号 非農地現況証明について
- 日程第5 報告第18号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第6 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第23号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第10 議案第24号 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程第11 議案第25号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- 日程第12 追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主任 二宮 裕一

7. 会議の概要

	※ 冒頭、農業水産課から3月1日から5月1日にかけて発行すべきだった中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地貸借契約113件が、職員の事務処理遅延により未完了のままであったことへの謝罪及び、本日再度の追加議案上程することについて先ほど開催の農業委員会役員会で承認された旨の報告がある。
亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和8年5月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。
中村会長	皆さん、こんにちは。お忙しい中、総会に出席いただきありがとうございます。私が会長の間に、なるべく不祥事の無いようにと思っております。一つ、委員の皆さんにお願いしたいのは、農業委員会事務局の職員はちゃんと仕事をしてきております。その点は勘違いしないようにくれぐれもお願いをいたします。私事ですが、やっと柑橘の収穫が終わりました。しかし、ホッとする間もなく連日草刈りに追われているという実情でございます。今から田んぼの委員さんは忙しいんですかね。今年も米が良い値で売ればいいのかなと思っております。 本日は報告事項が3件、議案が6件となっております。どうぞ慎重な審議のほどをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
亀岡局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。
中村会長	議事に入るまでに、先ほど説明のあった事案の関係で、追加議案の提出がありましたので報告します。日程第12、追加議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」について」が追加されましたので、よろしくお願いいたします。
中村会長	では、ただいまから5月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお8番大塚委員、30番三好委員、36番宇都宮委員から欠席の旨、通告がありましたので報告します。
中村会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 （異議なし。との声）
中村会長	異議なしと認めます。 それでは、16番岡山委員、32番鈴木委員のお二人にお願いします。
中村会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なし。との声）
中村会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。

中村会長	次に、日程第3、報告第16号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主任	議案書の2ページをご覧ください。 今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が3件となっています。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第4、報告第17号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の3ページをご覧ください。 整理番号1番、申請人、宇和島市、●●●●ほか3名から提出のあった証明願いは、農業委員、2番 和氣委員、9番 小笠原委員、16番 岡山委員、19番 泉原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第5、報告第18号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主任	同じく、議案書の3ページをご覧ください。 農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「農事組合法人 ●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第6、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主任	議案書の4ページ、5ページをご覧ください。 案件は10件で、権利別では、所有権移転の売買が6件、贈与が4件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから10ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で、議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
28 番藤本委員	整理番号1番の案件につきまして、28 番藤本が報告します。渡人と受人は知人であり、今回の申請地は受人の自宅と隣接する農地のため、以前から渡人に頼まれて耕作していた農地です。渡人も高齢となり、申請地の所有も難しくなったため、受人が農地を取得することになりました。5月18日、中村農業委員と受入立会いの下、現地調査を行いました。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、経営面積は少ないながら、意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件をすべて満たしております。また、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。以上です。

中村会長	2番、3番をお願いします。
23 番 芝 委員	整理番号2番の案件につきまして、23 番 芝が報告いたします。今回の申請地は、以前より渡人から依頼を受けて耕作している農地です。申請地は山間部にあり、取水が難しくまた、鳥獣被害を頻繁に受け耕作するには大変難しい農地のようです。受人が耕作している農地に隣接しており、出来ることなら荒廃農地を作りたくないとの思いがあり、渡人との話し合いの結果、悪条件であることなどに鑑みて、この度、贈与の申請に至ったようです。5月17日に宇都宮農業委員と農地として耕作されていることを確認しました。
23 番 芝 委員	引き続き、整理番号3番の案件につきまして、23 番 芝が報告いたします。渡人と受人は親類関係にあり、以前から受人が申請地を耕作しているようです。渡人は遠隔地に住んでおり、高齢になったこともあり、今回の申請に至ったようです。5月17日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。受人は高齢ではありますが、近隣に住むご兄弟と協力して耕作を続けるようで、許可要件など問題はなく、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	4番をお願いします。
21 番和氣委員	整理番号4番の案件を 21 番 和氣が報告します。5月20日に河野農業委員と現地確認しました。渡人は、高齢により十分な耕作ができなくなったため、申請地を譲渡するというもので、今回の申請となっております。受人は、他地区の方ですが、2ヘクタール程度耕作をされているということで、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われます。また、現地は草が生えており耕作は確認できませんでした。いつでも耕作できる状態でありました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。
中村会長	5番をお願いします。
24 番三瀬委員	整理番号5番の案件につきまして、24 番 三瀬が報告します。申請地は、受人の身内が長年借地として野菜等を作っておりましたが、その身内も他界し、その後近所の方が荒らすのもいけないと思い現在まで管理していましたが、今回受人への売買となりました。受人は、明浜町在住で柑橘を意欲的に栽培しており、取得後においてもすべての農地を利用すること、機械労働力、技術通作距離等からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。5月16日に重原農業委員と現地確認をしたところ、一部に建物が違っておりましたが、これは以前使用していた作業用倉庫であり、今後も活用する予定です。また農地として耕作されていることを確認し、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。以上です。
中村会長	6番をお願いします。
7 番大塚委員	整理番号6番の案件につきまして、宇都宮推進委員が欠席のため、7 番大塚が代読します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。

中村会長	7番、8番をお願いします。
31 番橋本委員	整理番号7番の案件につきまして、31 番 橋本が報告します。当案件につきましては、5月18日に大塚農業委員と現地確認を行いました。受人は、規模拡大のために農地を取得したいということです。申請地は、農地として耕作されていることを確認しました。取得後においては、農地として利用すること、面積に見合った機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
31 番橋本委員	整理番号8番の案件につきまして、続けて31 番 橋本が報告します。当案件につきましては、5月18日に大塚農業委員と現地確認を行いました。受人は、規模拡大のために農地を取得したいということです。申請地は、畑地の状態であり農地と確認しました。取得後においては、畑として利用すること、面積に見合った機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	9番をお願いします。
26 番矢野委員	整理番号9番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。5月15日、受人と小笠原農業委員とともに現地を確認しました。受人からは、営農意欲や本案件における今後の農業経営についての考え等を聞き取りしました。譲渡人は、転出により現在岡山県在住でありまた高齢のため、受人が賃借していた宅地を含め、農地、山林等のすべての不動産を受人へ譲渡することとしました。受人も経営規模を拡大するために、本件農地を譲り受けることにしました。受人は、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題なく、また今後農業に一層精進する意向ですので、許可要件は満たしております。現時点では、これらの農地のうち一部が、荒れ気味になっていましたが、取得後に整備し、果樹植栽するなどして有効活用する計画とのことです。その他の申請地は、農地として耕作されていることを確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	10番をお願いします。
33 番久重委員	整理番号10番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得を希望しており、売買の許可があり次第、代金を支払い所有権の移転及び農地の引き渡しを行います。取得後においては、すべての農地を利用し作業力、通作距離等からみても問題がなく許可要件はすべて満していると思われます。また、申請地はすでに農地として耕作され、柑橘などの苗木が植えてある状態を確認しました。受人は意欲的に営農をされており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。5月13日に受人と菊池農業委員の3人で現地確認を行いました。
中村会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。

中村会長	お諮りいたします。議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 1 番から 10 番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 20 号は原案のとおり許可することに決定しました。
中村会長	次に、日程第 7、議案第 21 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の 5 ページをご覧ください。 今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請は 1 件です。転用場所は宇和町下松葉の田、1 筆、面積 526 ㎡で、転用目的は貸し駐車場です。農地区分は、都市計画法の用途地域内の農地のため、第 3 種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書 11 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1 番をお願いします。
7 番大塚委員	整理番号 1 番を 7 番 大塚が報告します。5 月 15 日に宇都宮推進委員と確認を行いました。申請地は、対面にある店舗から、従業員用駐車場として貸してほしいとの申し出があり今回の申請となりました。集団に農地はなく、敷地内を整地する事で土砂流出を防止する計画です。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 7、議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 21 号を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定し

	ました。 次に、日程第8、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
中村会長	
井上係長	議案書の6ページをご覧ください。 今月の農地法第5条第1項による申請は4件です。 はじめに、整理番号1番は、所有権移転の売買で、転用場所は宇和町大江の田1筆、514㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、10ha以上の連坦した農地の広がりがないため第2種農地と判断し、農地法施行規則第35条第1項第5号の例外許可事由の既存施設の拡張に該当すると考えます。 次に、整理番号2番は、使用貸借権の設定で、転用場所は宇和町大江の田1筆、469㎡で、転用目的は倉庫や資材置場等です。農地区分は、10ha以上の連坦した農地の広がりがないため第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。 次に、整理番号3番は、所有権移転の売買で、転用場所は野村町野村の田1筆、30㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、10ha以上の連坦した農地の広がりがないため第2種農地と判断し、農地法施行規則第35条第1項第5号の例外許可事由の既存施設の拡張に該当すると考えます。 最後に、整理番号4番は、所有権移転の売買で、転用場所は野村町富野川の畑2筆、合計面積1,398㎡で、転用目的は牛舎等です。農地区分は、1筆が農用区域内農地で、もう1筆が10ha以上の連坦した農地の広がりがないため第2種農地と判断し、農地法施行令第4条第1項第2号イで規定する農業用施設に該当すると考えます。 その他の要件につきましては、別添意見書12ページから15ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1番、2番をお願いします。
12番河野委員	整理番号1番を12番河野が報告します。5月20日に和氣推進委員と現地確認を行いました。申請人は、建設業、土木事業を営んでおりますが、資材置場が手狭となり置場確保のための申請であります。敷地内を整地し、土砂流出防止等を計画されており、周辺の農地に支障はないものと思われます。
12番河野委員	整理番号2番を12番河野が報告いたします。5月20日、和氣推進委員と現地確認を行いました。申請人は、新規に建設業を開業するため、父所有の土地に事業用倉庫、資材置場等を整備したいという申請であります。敷地は碎石で整地し、表土流出を防止する計画をされております。建物の雨水は、南側排水路に排出され、周辺の農地に支障はないものと思われます。
中村会長	3番をお願いします。
2番和氣委員	整理番号3番を2番和氣が報告します。5月18日、井上委員と現地確認を行いました。譲受人は、建築資材等の製造販売業を営んでおりますが、生コン車で駐車場へ進入する際、幅員が狭く回転スペースも不足しているため、進入路を拡張したいとのことです。なお、現地は既に進入路として利用されており、法令違反の状態であったことを深く反省され、

	始末書も提出されております。申請地は整備されており、周辺農業への支障はないものと思われます。
中村会長	4番をお願いします。
17 番角藤委員	整理番号4番を17番角藤が報告します。申請地は、昭和63年頃から畜舎として使用されています。譲受人は、西予農業ヘルパー組合に就職し、ヘルパーとして働いていましたが、これまでの経験を活かし酪農経営を行うものです。設備は古いものの、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。なお、始末書も提出されていることを確認しております。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第22号整理番号1番から4番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第22号は許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
中村会長	次に、日程第9、議案第23号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、35件でございます。議案書の7ページからをご覧ください。 西予市長から令和8年5月8日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が35件です。利用権の設定をする者が35名、設定を受ける者が18名、うち地域計画内の案件が22件でございます。利用権設定面積は159,836㎡、筆数が149筆です。以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

	(質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第 23 号の 35 件を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 23 号は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。
中村会長	次に、日程第 10、議案第 24 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主任	議案第 24 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の 10 ページをご覧ください。 整理番号 116 番、申請人、松山市、●●●●、土地の表示、宇和町伊賀上 3231 番ほか 1 筆、合計面積 1,841 ㎡、申し出の理由は、農地を相続したが営農しておらず耕作ができないとのことです。今回 1 件、2 筆のあっせん申し出となっています。 農地移動適正化あっせん基準第 11 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から 1 名以上を指名することとなっていますので、整理番号 116 番は案としまして「36 番 宇都宮委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。
中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号 116 番は「36 番 宇都宮委員」をあっせん委員として指名いたします。
中村会長	次に、日程第 11、議案第 25 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。なお、この案件につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員、全員の採決を求めます。
木崎次長	別冊の A 4 縦のホチキス留め、議案第 25 号をご覧ください。 農業委員会等に関する法律第 37 条等の規定に基づき、農業委員会は、農地利用最適化活動について内容を取りまとめ、県及び農業会議へ報告、併せてホームページに公表するよう定められております。毎年 3 月末までに「翌年度の目標」を、毎年 5 月末までに「前年度の実施・実績状況」の 2 つをまとめます。令和 8 年度の目標については、3 月定例総会で議案審議・決定いただき、既に公表済みですので、本日は、「令和 7 年度の実施・実績状況」を（案）として上程しております。要点のみ説明いたします。 2 ページの中ほど、③実績の表をご覧ください。7 年度末の集積面積、これはいわゆる

	「担い手」と呼ばれる、認定農業者、基本構想水準到達者、新規認定就農者、集落営農組織の4つに該当する者の耕作面積の合計です。6年度末から16ヘクタール減少となっています。その理由として、点検結果欄に「新規就農者は増加しているものの、中核的担い手のリタイア件数がそれを上回り、新規集積が進まない状況にある。」と記載させていただきました。 飛びまして、5ページをご覧ください。一番下の「推進委員等の点検・評価結果」です。皆さんから提出された令和7年度の活動記録簿で日数を集計させていただいた結果、ひと月当り「5日」の目標数値に対し、全38名中6日を超えた委員が3名、5日以上6日未満の委員が3名、4日以上5日未満の委員が8名、残り24名は4日未満でしたので、評語項目「大幅に上回る結果、上回る、期待どおり、下回る」にそれぞれの人数を当てはめ記載をさせていただきました。令和8年度はひと月当り「8日」の目標数値を設定していますので、ご承知ください。 最後、6ページ、7年度における許可事務件数です。農地法第3条が152件と、過去5年間平均の104件を大幅に上回り、過去最高でありました。また、農地転用4条と5条は、合計38件で、過去5年間平均の51件を下回り、こちらは過去最小となりました。物価や資材高騰の影響から、住宅建築、業者による設備投資の件数が減少しております。 以上、議案第25号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」の説明を終わります。
中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 （質疑なし）
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第11、議案第25号は原案のとおり、決定することに賛成する農業委員及び農地利用最適化推進委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第25号は原案のとおり、県及び農業会議へ報告、併せて公表することに決定しました。
中村会長	続いて、日程第12、追加議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	お手元に配布しております追加議案書をご覧ください。本件は、冒頭に農業水産課から説明がありました、未成立の利用権設定に関する促進計画案についての意見照会になります。今年の1月と2月、市から諮問を受け、定例総会で審議、異議ない旨、西予市長に意見した計画のうち、契約成立に至っていなかった116件について改めて意見を求められています。7ページの合計欄をご覧ください。利用権の設定をする者が109人、設定を受ける者が54人、うち地域計画内の案件が102件です。設定面積は424,547㎡、筆数が249筆です。以上の計画内容は、始期と終期を除き、1月、2月に諮問を受けた内容と変わっており、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。
中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

	か。
	(質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。 お諮りいたします。追加議案第1号の116件を原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、追加議案第1号は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。市においては、農業者に不利益が生じることのないよう、事務手続きの遅延及び漏れの防止について万全を期すよう、強く要請します。
中村会長	以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。 次回の定例総会は、6月23日火曜日の午後1時30分から、当会議室で行います。
亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。
	午後2時14分閉会
	議事録署名委員
	会 長
	16 番 委 員
	32 番 委 員